

2 | e 有機溶剤中毒予防規則（昭47 労働省令第36号）

条 文	規 則 内 容	第一種有機溶剤	第二種有機溶剤	第三種有機溶剤	
第5条	設 備	①船舶 ②車輛 ③タンク ④ピット ⑤坑 ⑥ずい道 ⑦暗きよ、マンホール ⑧箱桁 ⑨ダクト ⑩水管、の内部と ⑪屋内作業場および通風が不十分な場所で作業をさせる場合は、有機溶剤蒸気の発散源を密閉する設備か局所排気装置を設けること			
第6条		①吹付け作業： タンク等の内部〔ほは①～⑪の場所（第2条第1項第1号参照）〕では第5条に同じ ②吹付け以外の作業： タンク等の内部では密閉設備、局所排気装置、全体換気装置のいずれかを設けること			
第19条	管 理	作業主任者の選任	○	○	○
第20条、 第20条の2、 第21条		定期自主検査及びその記録	○	○	○
第22条		点 検	○	○	○
第23条		補 修	○	○	○
第24条		掲 示	○	○	○
第25条		区 分 表 示	赤	黄	青
第28条	測 定	測定、評価、記録	○	○	×
第29条	そ の 他	健 康 診 断	○	○	○（タンク等の内部に限る）
第35条		貯 蔵	○	○	○
第36条		空 容 器 の 処 理	○	○	○
第37条		計 画 の 届 出*	○	○	○
法57		表 示	○	○	×

*計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された

資料：有機溶剤

第一種有機溶剤	クロロホルム、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・2-ジクロロエチレン、1・1・2-2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、二硫化炭素（7種）
第二種有機溶剤	（アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、o-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、酢酸プロピル、酢酸ペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1・4-ジオキサン、ジクロロメタン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルブチルケトン（40種）
第三種有機溶剤	ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット（7種）